

医療機関窓口で提示する証書について

			令和6年				令和7年																	
			9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
証書について			施行日 (R6.12.2)				経過措置期間							(R7.8.1)							経過措置終了 (R7.12.1)			
			* R6.12.2 保険証発行廃止											* 70歳以上全員 高齢受給者証または資格情報のお知らせを更新										
①	保険証 (登録事項に変更がない場合)																							
			・令和7年12月1日まで使用可能																					
			・70歳以上の方は保険証＋高齢受給者証で受診																					
②	マイナ保険証 (マイナンバーカード健康保険 証利用登録済の方)																							
			・マイナンバーカードで受診(利用できない場合、保険証)																					
			・70歳以上の方もマイナンバーカードで受診(利用できない場合、保険証＋高齢受給者証)																					
			* R6.12.2以降、新たに70歳を迎え保険証とマイナ保険証をお持ちの方には高齢受給者証を交付します。																					
③④はR6.12.2以降「新規・追加加入」、「住所・氏名変更」、「保険証を紛失したことによる再発行」、「新たに70歳を迎えた方」など手続きがあった方へ交付																								
③	資格確認書 (マイナンバーカード健康保険 証利用未登録の方)						*R6.12.2以降交付																	
			・現行の保険証同様窓口で提示 有効期限は令和7年12月1日まで																					
			・70歳以上の方は資格確認書＋高齢受給者証で受診																					
④	資格情報のお知らせ (資格情報のお知らせのみで受 診することはできません)						*R6.12.2以降交付																	
			・マイナ保険証をお持ちの方が対象																					
			* R6.12.2以降、新たに70歳を迎えた「マイナ保険証」をお持ちの方には資格情報のお知らせを交付します。 医療機関の設備の関係上マイナ保険証での受診が困難な場合、マイナンバーカード＋資格情報のお知らせにて受診																					

有効期限を迎える前に「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を一斉に交付

有効期限を迎える前に「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を一齐に交付